

在学生のみなさんへ

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる家計支持者の収入減少による家計急変や本人のアルバイト収入が減少し、経済的に困窮した場合には、下記の奨学金等の制度があります。

詳細は、学生支援センター学生生活支援オフィスにお問い合わせください。

## 1. 「本学園の奨学金制度」

### (1) [名古屋女子大学緊急支援小川奨学金](#)

主たる家計支持者の収入が著しく減少し、家計が急変した者が対象になります。  
(学修意欲、学業成績等の定められた基準もあります)

### (2) 名古屋女子大学同窓会（春光会）N J 奨学金

家計を支えている人の収入が減少し、修学が困難になった者が対象になります。

## 2. 「国の奨学金制度等」詳細は、[日本学生支援機構Webサイト](#)を確認ください。

### (1) 高等教育の修学支援新制度 {非課税世帯及びそれに準ずる世帯}

住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等を補う給付型奨学金と授業料等減免による支援制度があり、給付型奨学金が採用された場合は、授業料減免の支援対象となります。通常は前年度の課税標準額により審査されますが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みで審査されます。

### (2) 日本学生支援機構貸与型奨学金 緊急採用（第一種）・応急採用（第二種）

日本学生支援機構の貸与型奨学金では、第一種（無利子）奨学金及び第二種（有利子）奨学金による支援があります。主たる家計支持者の収入減少により家計が急変した者が対象になります。（卒業後に返還義務があります。）

問い合わせ先

学生支援センター学生生活支援オフィス

電話 052-852-9736